京都市立小学校に入学されるお子様の保護者の皆様へ　　京都市教育委員会

令和９年度　就学援助制度のお知らせ（入学前新規）

京都市では、お子さんが市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費等を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助を希望される方は、**令和８年１１月１７日(火)までに、入学予定の市立小学校へ申込書等をご持参ください。**今回申請された方は入学後の申請は必要ありません。

※なお、発熱等の体調不良により、期日までに提出することが難しい場合は、学校に電話で連絡し、相談してください。

１　「新入学学用品費」の入学前の支給について

ご入学の際の学用品の購入経費として活用いただくため、「新入学学用品費」は入学前に支給しています。入学後も申請はできますが、「新入学学用品費」の支給は５月以降になります。

なお、５月１５日までに申請されないと「新入学学用品費」は支給されません。



支　給　額　　６４，３００円　　（令和８年度の支給額）

支　給　日　　令和９年３月上旬～中旬　　（予定）

次の①、②に該当する可能性がある方は、「新入学学用品費」が対象外となるため、入学前の申請を行わないでください。受給された場合は、返金していただくことになります。

①他の制度により、同趣旨の支給を受けられる方（生活保護制度による入学準備金、里親の方や母子生活支援施設における入進学支度金など）

②私立・国立・総合支援学校等への入学や他都市転出等により、京都市立小学校に入学されない方

２　就学援助を受けられる方

（表１）次の①～⑥のいずれかに該当する方

申込理由	申込に必要な書類
生活保護を受けている方 ①　教育扶助　受給 ②　教育扶助　非受給	**入学前支給は対象外**です。 就学援助は**入学後にお申込みください。**
③　令和８年４月１日以降に生活保護が停止又は廃止となった方（世帯変更の場合を除く）	・　就学援助申込書（様式Ａ） ・　就学援助に係るマイナンバー申告書(※3) ・　振込口座の通帳等、口座情報のわかるものの写し **(各学校指定の金融機関を学校に確認ください)** ・　申請者のマイナンバーが確認できる書類 （提示のみ※4）
④　児童扶養手当を受給中の方(※1)	
⑤　経済的理由により就学困難な状態にある方（所得要件あり）(※2)	
⑥　その他特別な事情がある方 （火災、地震、水害等不慮の事故や災害など）	学校にご相談ください。

上記太枠内の事由で申請の方はマイナンバーを申告いただき、所得等を調査し認定審査を行います。

※1　所得審査で否認定となった場合でも、児童扶養手当を受給中の方は認定できますので、児童扶養手当証書の写しを提出してください。

※2　所得審査で否認定となった場合でも、年度途中の収入等の激減、失業、廃業等の家計急変により認定が可能となる場合がありますので、該当される方は、学校にご相談ください。

※3　令和８年１月１日時点で京都市に住民票がない方や住民票があっても他都市で課税されている方は所得調査ができないため、公的機関が発行する次の書類のいずれかをご提出ください。

・令和８年度 課税証明書(令和８年１月１日時点の住所地の市町村役場等で発行、京都市の場合は【全項目証明】を区役所等で発行、手数料必要)

・令和８年度 特別徴収税額の決定・変更通知書（勤務先より６月頃に配布）

・令和８年度 住民税の納税通知書（自営業の場合に市町村から６月頃に送付）

※4　マイナンバーが確認できる書類を申込時に提示してください。確認後すぐに返却します。

個人番号カードの見本



通知カードの見本



※マイナンバーが確認できる書類が必要な方は、申請者(保護者)１名のみです。

※マイナンバーが確認できる書類がない場合は、区役所等で発行された住民票記載事項証明書(マイナンバー付き)を提示してください。

※通知カードは、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。

3　所得基準額〈(表１）の申込理由　③～⑤の認定〉

世帯全員（扶養対象として確認された方及び高校１年生相当以下の方を除く。）の合計所得が＜所得基準額＞と＜加算項目＞の合計以下であれば、就学援助を受けることができます。

（表２）所得基準額

世帯人数	＜所得基準額＞
２人	1,820,200 円
３人	2,331,200 円
４人	2,792,700 円
５人	3,219,200 円
６人	3,573,600 円
７人以上	１人につき 354,400 円加算

（表３）加算項目

下記の事情がある場合は、1 項目または 1 人につき 23 万円を左表＜所得基準額＞に加算。年齢は令和 9 年 4 月 1 日時点。
認定に加算が必要な場合は、学校から改めて根拠書類の提出を依頼しますので、必ず学校の依頼を受けてからご提出ください。

（ア）妊婦	証明(母子手帳の写し)必要
（イ）産婦（出産後 6 か月以内）	証明(母子手帳の写し)必要
（ウ）老齢者（70 歳以上）	昭和 32 年 4 月 1 日以前生まれの方
（エ）母子・父子世帯	
（オ）障害のある方（身体障害者手帳 1～3 級、精神障害者手帳 1・2 級又は療育手帳Ａと同程度の方）	証明(手帳の写し等)必要
（カ）入院・在宅の長期療養者（3 か月以上治療中の方）	証明(診断書)必要
（キ）22 歳未満の子が 3 人以上いる世帯（22 歳未満の 3 人目以降１人増すごとに 23 万円を加算）	平成 17 年 4 月 2 日以後生まれの方

世帯の考え方

●住民票上、世帯分離されている場合でも、実際に同居している方（二世帯住宅や住所は同じで別棟に住んでいる場合も含む）は、同一生計として扱います。申込書の「世帯の状況」には、同居している全ての方をご記入ください。単身赴任やその他のご事情で、別居されている保護者についても、婚姻関係にある場合は、同一生計として扱いますので、「世帯の状況」にご記入ください。

●離婚手続きや協議等を進めている別居の保護者がいる方は、その事実を確認できる書類の写し(例:離婚調停申立書等の裁判所の書類、離婚について弁護士を依頼していることがわかる証明書等)を、提出いただければ、別居の保護者を別世帯として扱うことができる場合があります。該当する方は、学校へご相談ください。離婚手続き等を確認できる書類がない場合は、同一生計として扱います。

所得基準額及び所得について

●所得基準額は令和 8 年度のものです。所得基準額等を変更する場合は、京都市教育委員会の就学援助のホームページでお知らせします。

●所得基準額と照らし合わせる世帯の所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や、確定申告書の「所得の合計額」を参考にしてください。

認定例　（世帯が父・母・小学 3 年・3 才（幼稚園）の 4 人世帯で母親が妊婦である場合）

＜所得基準額＞（表２）参照 2,792,700 円（４人世帯）　＋　＜加算項目＞（表３）参照 230,000 円（妊婦による加算）　≧　世帯の合計所得金額が 3,022,700 円以下である場合 就学援助を受けることができます。

4　認定について

認定審査は、申込日により審査基準となる年間所得が異なります。
今回の申請は、新入学学用品費の入学前支給及び令和 9 年 4 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日までの認定について審査します。7 月以降の認定は、令和 9 年 6 月に改めて「令和 8 年所得」で審査します。

認定期間は次のとおりです。

申込日	審査基準となる 世帯の年間所得	認定期間
入学前から 5 月 15 日	令和７年所得	令和 9 年 4 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日
5 月 16 日から 6 月 30 日		申込月の 1 日～令和 9 年 6 月 30 日
7 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	令和８年所得	申込月の 1 日～令和 10 年 6 月 30 日

※　申込日は、土日祝日等学校休業日を除きます。

５　就学援助の内容

支給内容は令和 8 年度のもので変わる場合があります。支給時期はあくまで目安で、申請時期により対象とならない場合や支給が遅れる場合があります。

（表４）

支給内容		支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支給時期
①学用品費・通学用品費・校外活動費（遠足等の交通費と見学料）【注１】	(前期)	1 年　6,670 円 2～6 年　7,805 円	1 年　12,530 円 2,3 年　13,665 円	7 月頃から随時
	(後期)	同上	同上	12 月頃から随時
②校外活動費 （花背山の家等の宿泊を伴うもの）		実費（一部対象外経費あり）		9 月頃から随時
③体育実技用具費 （スキー・スケート・剣道・柔道）		授業用で全員が購入することになっている用具の実費 （ただし、小・中で種類や金額に制限あり）		11 月頃から随時
④新入学学用品費 （入学前及び４月認定の新１年生のみ）		64,300 円	81,000 円	（入学前申込） 3 月上旬～中旬 （入学後申込） 5 月頃から随時
⑤学校給食費		小学校：給食無償化により保護者負担はありません。 中学校：京都市から直接給食実施業者等に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費　※距離要件があります		実費（限度額あり）		年 3 回
⑦修学旅行費　【注２】		22,690 円以内	57,910 円以内	9 月頃から随時
⑧医療援助費		＜対象疾病＞ むし歯（中学生のみ対象、小学生は学童う歯対策等の対象のため保護者負担なし）、慢性副鼻腔炎・アデノイド及び中耳炎、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬・膿痂疹及び寄生虫病 受診時に学校が発行する「医療券（病気治療のおすすめ券）」を医療機関に提出。京都市から医療機関へ直接医療費を支払うため、保護者負担はありません。受診の際には事前に必ず学校へ連絡してください。		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金		免除（京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います）		
⑩学校生活管理指導表（食物アレルギー用）等作成費　【注３】		小学校のみ実費（上限 3,300 円）		9 月頃から随時
⑪卒業アルバム費		実費（上限 11,000 円）	実費（上限 10,000 円）	3 月頃から随時

【注１】生活保護（教育扶助）を受給中の方は①のうち、校外活動費（小 1,710 円、中 2,330 円 12 月頃から随時交付）及び⑦～⑨が対象です。

【注２】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合 60,910 円以内となります。

【注３】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。
検査料、診断料、診療情報提供料は対象となりません。

※　学校預り金に未納がある場合等は就学援助費の振込先を学校口座へ変更する場合があります。

注意事項：世帯に変更があった際は、必ず学校の就学援助担当者にご連絡ください

就学援助の申請中もしくは認定後に、世帯変更（※）があった場合は、必ず速やかに学校に申し出てください。（※申込書の「世帯の状況」に氏名を書かれた方の結婚・離婚・別居や、「世帯の状況」に氏名が書かれていない方との同居　等）

よくある質問

Ｑ１．入学前に就学援助の申込みをしましたが、入学後に再度申込みをする必要がありますか？
Ａ１．入学前に申込みをされた場合は、入学後の申込みは必要ありません。ただし、申込みをされた時の世帯状況と変更がある場合は学校にご連絡ください。

Ｑ２．小学５年生の姉がすでに就学援助を受けていますが、新１年生の弟の申込みは必要ですか？
Ａ２．必要です。申込書は、１人につき１枚必要になりますので、別途申込みをお願いします。

Ｑ３．なぜマイナンバーを申告する必要があるのですか？
Ａ３．マイナンバーを活用することで所得金額等を確認することができ証明書の提出が不要となるためです。
　なお、一度申告いただければ、世帯状況の変更等で所得確認が必要な方（満 16 歳以上の方）が増えない限り、申告書の再提出は不要です。

Q4．二世帯住宅に居住している祖父母（親族）がいますが、世帯分離しています。祖父母（親族）も世帯に含める必要がありますか？
A4．世帯分離をしていても、二世帯住宅や同じ敷地内の別棟に居住していれば、基本的に同一世帯と考えます。
　ただし、光熱水費の契約が別であれば、別世帯として扱うことができる場合がありますので、学校へご相談ください。

Ｑ５．マイナンバーが確認できる書類は世帯全員分を準備する必要がありますか？
Ａ５．マイナンバーが確認できる書類が必要な方は申請者（保護者）１名のみです。申請者以外のマイナンバーは、申請者が、記載誤り等がないかを確認してください。

Ｑ６．令和７年所得は所得基準額を超えていますが、令和８年所得は基準額以内になりそうです。新入学学用品費は支給されますか？
Ａ６．令和７年所得が所得基準額を超える場合は、新入学学用品費は支給できません。
　ただし、令和７年所得が所得基準額を超えていても令和８年に家計急変した世帯は認定できる場合がありますので、学校へご相談ください。

Ｑ７．私は配偶者特別控除の対象になっています。私の所得はどのような扱いになりますか？
Ａ７．配偶者特別控除の方の所得は、世帯の所得として合算します。

Ｑ８．収入が激減しています。就学援助を受けることはできますか？
Ａ８．減収した収入状況のわかるものを提出いただくことで家計急変の臨時措置により認定できる場合がありますので、学校へご相談ください。

Ｑ９．他の保護者や子どもの友達に、知られたくありません。
Ａ９．申請をしたことはもちろん、認定や受給について他の人に知られないようにしています。

お問合せ先

〇制度概要について
京都いつでもコール
（電話 661-3755（みなここ））（ＦＡＸ 661-5855（ごようはここ））
年中無休 朝８ 時～ 夜９ 時 おかけ間違いにご注意ください。

〇申込みに関する個別相談
入学予定の市立小学校までご相談ください。

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！